

大甲第一八八

昭和十七年五月六日

決定昭和三十七年五月七日

施行昭和二十九年五月一日

內閣總理大臣

內閣官房長官

內閣總理大臣官房秘務課長

金理酒坊

金馬拾遺

通鑑

大經

卷之五

五
五

卷之三

別紙大蔵臣請議
外務省所管 日光

木合同委員会の事務

處理に必要な経費へ九、〇三四、〇〇〇円一に
昭和二十七年度一般会計予備費使

用方の件

古閣議に供する。

例文 指令案

官房印鑑 54号
昭和27年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大藏大臣 池田 勇人

昭和27年度一般会計予備費使用

1. 日米合同委員会の事務処理に必要な経費 9,034,000 円

外務省所管 一般会計

(組織) 外務本省

(項) 外務本省 9,034,000

大
藏
省

事 由

日米安全保障条約第三条に基く行政協定第二十六条
に定められた合同委員会に関する日本側の事務を処理
する経費を支出する必要がある。

右の経費につき、別紙内訳書の目に従つて、昭和2
7年度一般会計予備費使用方を取り計らいたいので、
閣議の決定をお願いします。

なお、本件は昭和27年4月5日閣議決定「予備費
の使用について」の第2項第2号及び第3号に該当す
るものとして取り扱うようお願いします。

なお、閣議決定の上は別紙を返却して下さい。

大
藏
省